

一般社団法人防災学術連携体

定 款

令和 3年 3月 4日 作成
令和 3年 3月 5日 公証人認証
令和 3年 3月 8日 法人成立

一般社団法人 防災学術連携体 定款

第1章 総 則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人防災学術連携体と称する。英語表記は Japan Academic Network for Disaster Reduction (JANET-DR と略す。) とする。

(事務所)

第2条 この法人は主たる事務所を東京都文京区に置く。

(目的)

第3条 この法人は、日本及び世界の自然災害に対する防災・減災及びより良い災害復興（以下「防災」という。）に関わる学協会等が集まり、平常時から相互理解と連携を図るとともに、政府・自治体・関係機関との連携を図り、緊急事態時に学協会間の緊密な連絡がとれるよう備えることにより、総合的な視点をもった防災研究の推進及び発展を目指し、もって防災に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) シンポジウムの開催等の防災に関する普及活動
- (2) 各学協会の一環等を紹介する防災関連の学術総合ポータルサイトの運営
- (3) 学協会等の連絡網の構築及び緊急事態における必要な活動
- (4) 政府・自治体・関係機関等との交流の促進
- (5) 学協会等の交流の推進及び総合的な視点をもった防災研究の推進
- (6) 国際交流の推進及び世界の防災への貢献
- (7) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

(公告)

第5条 この法人の公告は、官報に掲載する方法により行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、貸借対照表は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第128条第3項に規定する措置により開示することができる。

第2章 会 員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の正会員、学識会員、特別会員及び賛助会員の4種とし、正会員、学識会員及び特別会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員は、防災に関わる研究・活動に関わる国内の学協会であって、この法人の事業を推進する者とする。
- (2) 学識会員は、防災に関わる研究・活動に関わる個人であって、この法人の事業を推進する者とする。
- (3) 特別会員は、防災に関わる研究・活動を行う研究者の団体であり、この法人の事業を推進する者とする。
- (4) 賛助会員は、この法人の事業を賛助する法人または個人とする。

(入会)

第7条 この法人の会員になろうとする者は、入会申込書を理事会に提出して、理事会の承認を得なければならない。

(会費)

第8条 会員は、この法人の事業活動に生ずる費用に充てるために、会費を納めるものとする。

- (1) 正会員、学識会員及び特別会員は、毎年度8月末までに年会費を納めるものとする。その金額は規則に定める。
- (2) 賛助会員は、賛助会費を納めるものとする。その金額は規則に定める。

(退会)

第9条 会員は退会届を提出することにより、任意にいつでもこの法人を退会することができる。

(除名について)

第10条 会員がこの法人の名誉を傷つけ、またはこの法人の目的に反する行為のあるときには、総会の議決を経て、除名することができる。

(会員資格の喪失)

第11条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至った時は、その資格を喪失する。

- (1) 第8条の会費の支払義務を1年以上履行しなかったとき。
- (2) 法人・団体である会員が解散したとき、または個人である会員が死亡したとき。
- (3) 総会において総会出席者の3分の2が同意したとき。

第3章 総会

(構成と議決権)

- 第12条 この法人の総会は、すべての正会員、学識会員及び特別会員によって構成される。
- 2 前項の総会をもって、法人法上の社員総会とする。
 - 3 総会における議決権は、正会員及び特別会員につき各6個とし、学識会員につき各1個とする。

(権限)

第13条 総会では、次の事項を決議する。

- (1) 事業計画及び収支予算
- (2) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- (3) 理事及び監事の選任または解任
- (4) 会員の除名
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) その他総会で決議するものとして法令またはこの定款で定められた事項

(種別)

- 第14条 総会は、定時総会及び臨時総会の2種とし、定時総会は毎年1回開催する。
- 2 定時総会は事業年度終了後3か月以内に開催する。

(招集)

第15条 この法人の総会は、理事会の決議に基づき、代表理事が招集する。

- 2 総会の総議決権の5分の1以上の議決権を有する正会員、学識会員及び特別会員は、代表理事に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。

(招集の通知)

- 第16条 代表理事は、社員総会を招集するときは、社員総会の開催日の1週間前までに社員に対して、会議の日時、場所、目的事項を記載した書面または電磁的方法による通知を発しなければならない。
- 2 前項にかかわらず、社員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく、社員総会を開催することができる。

(議長)

第17条 総会の議長は、代表理事がこれに当たる。

(決議)

第18条 総会は、法令またはこの定款に別段の定めがある場合を除き、議決権の過半数を有する正会員、学識会員及び特別会員の出席により成立し、総会出席者の議決権の過半数をもって議決を行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は全ての正会員、学識会員及び特別会員の半数以上であって、全ての正会員、学識会員及び特別会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(1) 会員の除名

(2) 監事の解任

(3) 定款の変更

(4) 解散

(5) その他法令で定められた事項

3 やむを得ない理由により欠席する者は、書面若しくは電磁的方法によって議決権を行使することができるほか、他の正会員、学識会員または特別会員を代理人として議決権を行使することができる。

4 前項の方法により議決権を行使した場合は、出席とみなす。

(議事録)

第19条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び出席した理事は、前項の議事録に記名押印する。

第4章 役員

(理事及び監事の設置)

第20条 この法人に、理事3名以上5名以内、監事1名を置く。

2 理事のうちから、代表理事1名を定める。

(選任)

第21条 理事と監事は、総会の決議によって選任する。

2 代表理事は理事会の決議によって理事の中から選定する。

3 理事のうち、理事のいずれか1名とその配偶者または三親等内の親族その他法令で定める特別の関係にあるものの合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。

4 理事と監事は、相互に兼ねることはできない。

(理事の職務権限)

第22条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款の定めるところにより、職務を執行する。

2 代表理事は、法令及びこの定款の定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。

3 代表理事は、毎事業年度に4か月を超える間隔で2回以上自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務権限)

第23条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令の定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第24条 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

2 補欠として選任された理事または監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。また、増員として選任された理事の任期は、他の在任理事の在任期間と同一とする。

3 理事または監事は、第20条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了または辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事または監事としての権利義務を有する。

(報酬等)

第25条 理事及び監事は、交通費等の実費弁償を除き無報酬とする。

(解任)

第26条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。

(責任の一部免除または限定)

第27条 この法人は、法人法第114条第1項の規定により、理事または監事が任務を怠ったことによる損害賠償責任を、法令に規定する額を限度として、理事会の決議により、免除することができる。

第5章 理事会

(理事会の設置)

第28条 この法人に理事会を置く。

2 理事会はすべての理事をもって構成する。

(権限)

第29条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) 業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 代表理事の選定及び解職

(招集)

第30条 理事会は、代表理事が招集する。

2 代表理事が欠けたときまたは代表理事に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(決議)

第31条 理事会の決議は、この定款に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、理事が理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、当該提案につき理事の全員が書面により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事はその提案に異議を述べたときはこの限りでない。

(議事録)

第32条 理事会の議事については、法人法第95条の規定に基づき、議事録を作成しなければならない。

2 理事会に出席した代表理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

(理事会への報告の省略)

第33条 理事または監事が役員全員に対して理事会に報告すべき事項を通知したときは、当該事項を理事会へ報告することを要しない。

2 前項の規定は、第22条第3項に規定する報告については適用しない。

第6章 基金

(基金を引き受ける者の募集)

第34条 この法人は、基金を引き受ける者の募集をすることができる。

(基金の拠出者の権利)

第35条 拠出された基金は、この法人が解散するまで返還しない。

(基金の返還の手続き)

第36条 基金の返還の手続きについては、定時社員総会の決議により、基金の返還を行う場所及び方法その他の必要事項を清算人において別に定めるものとする。

第7章 資産及び会計

(事業年度)

第37条 この法人の事業年度は、毎年7月1日から翌年6月30日までとする。

(事業計画及び収支予算)

第38条 この法人の事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始前に代表理事が作成し、理事会の決議を経て、社員総会へ報告するものとする。

(事業報告及び決算)

第39条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後3か月以内に、代表理事が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、第2号及び第3号の書類については承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 貸借対照表

(3) 損益計算書（正味財産増減計算書）

(4) これらの附属明細書

2 前項の規定により理事会の承認を経た書類並びに監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款及び社員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

(剰余金の分配の禁止)

第40条 この法人は、剰余金の分配を行うことができない。

第8章 幹事会及び委員会

(幹事会)

第41条 この法人は、事業遂行のために幹事会を設けることができる。

2 幹事会の構成及びその他必要な事項については、別に規則に定める。

(委員会)

第42条 この法人は、事業遂行のために必要な委員会を設けることができる。

2 委員会の構成及びその他必要な事項については、別に規則に定める。

第9章 事務局

(事務局)

第43条 この法人の事務を処理するため、事務局を置く。

(1) 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。

(2) 事務局長及び職員の任免は、理事全員の同意を得た上で代表理事が行う。

以上、一般社団法人防災学術連携体を設立するため、設立時社員田村和夫、同米田雅子、同和田章の定款作成代理人である司法書士法人もみき法務事務所は、電磁的記録である本定款を作成し、これに電子署名をする。

令和 3年 3月 4日

設立時社員 田村和夫

設立時社員 米田雅子

設立時社員 和田 章

上記設立時社員の定款作成代理人

東京都新宿区高田馬場三丁目1番5-106号

司法書士法人もみき法務事務所

代表社員 榎木哲

